

令和2年 第6回定例会

# 道志村議会会議録

令和2年12月8日 開会

令和2年12月11日 閉会

道志村議会

## 令和2年第6回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (12月8日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	11
○一般質問	11
佐藤喜章君	11
杉本孝正君	16
佐藤徹君	22
佐藤光栄君	28
白井勝光君	34
池谷銀重君	37

### 第 2 号 (12月11日)

○議事日程	41
○出席議員	41
○欠席議員	42
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	42

○職務のため議場に出席した者の職氏名	4 2
○開議の宣告	4 3
○議事日程の報告	4 3
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○議案第 5 5 号及び議案第 5 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第 5 7 号から議案第 5 9 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第 6 1 号から議案第 6 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○諮問第 2 号の上程、説明、意見、採決	5 7
○閉会中の継続調査について	5 8
○村長挨拶	5 9
○閉議の宣告	5 9
○閉会の宣告	6 0
○署名議員	6 1

令和2年第6回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月27日

道志村長 長 田 富 也

記

1 日 時 令和2年12月8日(火)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

---

応招議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

---

不応招議員（なし）

---

## 令和 2 年 第 6 回 道志村 議 会 定 例 会

### 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 1 2 月 8 日 (火曜日) 午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 承認第 3 号 専決処分の承認について (道志村職員給与条例の一部を改正する条例)
- 第 5 議案第 5 3 号 道志村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 第 6 議案第 5 4 号 道志村福祉交流センター設置及び管理条例
- 第 7 議案第 5 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5 6 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 5 7 号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 5 8 号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 5 9 号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 6 0 号 令和 2 年度道志村一般会計補正予算 (第 5 回)
- 第 1 3 議案第 6 1 号 令和 2 年度道志村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 回)
- 第 1 4 議案第 6 2 号 令和 2 年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 3 回)
- 第 1 5 議案第 6 3 号 令和 2 年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 回)
- 第 1 6 議案第 6 4 号 令和 2 年度道志村介護保険特別会計補正予算 (第 2 回)
- 第 1 7 議案第 6 5 号 令和 2 年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算 (第 2 回)
- 第 1 8 議案第 6 6 号 令和 2 年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 回)
- 第 1 9 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件

---

出席議員 (1 0 名)

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	長田公明君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	諏訪本栄君
住民健康課長	佐藤太清君	産業振興課長	佐藤万寿人君
ふるさと振興課長	菅谷克士君	教育課長	山口かおり君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局主幹 諏訪本英樹君

---

### ◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和2年第6回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。  
ここで、報告事項を申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、本日の会議に村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行いましたので、あらかじめご了承願います。

(午前10時00分)

---

### ◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から挨拶の申出がありましたので、お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

[村長 長田富也君 登壇]

○村長（長田富也君） 令和2年第6回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに12月議会定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、全議員のご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

日頃は村政運営に対しまして、ご指導、ご鞭撻をいただき、感謝申し上げる次第であります。

今年は、1月から新型コロナウイルス感染症により、国を先頭に感染防止対策を行ってきたわけですが、1波、2波に続いて、11月中頃は第3波と思われる感染拡大が起き、全国においてその対応に取り組んでいるところです。

県内においても、11月は129名の感染者が確認され、また、今月に入ってから富士北麓東部地域でのクラスターの発生により、今までにない感染者数となっているため、村では、現在のところ感染者の確認はないものの、感染のリスクは誰にでもあるので、しっかりした感染防止対策を行い、感染しないよう冷静な行動を心がけていただくよう呼びかけているところです。今後も国・県と連携し、正しい情報を発信するとともに、感染防止対策に取り組んでいきます。

さて、国においては、安倍内閣総理大臣の辞任により9月16日に菅内閣が発足し、10月26

日には臨時国会が召集され、新型コロナウイルス感染症、東京2020オリンピックなど、直面する国内外の課題解決に向け取り組んでおります。

また、来年1月召集予定の通常国会冒頭には第3次補正予算を提出し、新型コロナウイルス感染症対策に、なお一層取り組んでいくとの報道もされております。コロナ禍での経済対策、感染防止対策などに期待しているところであります。

次に、村においては、新型コロナウイルス感染症により事業の変更がありました。今年度行う事業については計画的に進捗しております。また、3回の補正予算で対応している新型コロナウイルス感染症感染防止事業については、着実に事業を進めており、その成果を上げているところであります。今定例会提出の補正予算についても、国の1次、2次補正予算で交付の決まっている新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金について、事業費を計上しております。また、国の3次補正予算で新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が決定次第、計画的に事業執行に当たってまいります。議員各位のご理解、ご協力をお願いします。

さて、今期定例会にご提出いたします議案などの概要につきましては、承認第3号 専決処分の承認については、道志村職員給与条例の一部を改正する条例を11月30日に専決処分したもので、承認を求めるものです。

議案第53号 道志村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については、令和2年の公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例を制定するものです。

議案第54号 道志村福祉交流センター設置及び管理条例については、施設の整備が完了したので、道志村福祉交流センターと名称をつけ設置するため、設置及び管理に関して必要な事項を定め、本条例を制定するものです。

議案第55号は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第56号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、議会議員及び特別職の期末手当の改定が当面行われなため、人事院、県人事委員会などの勧告、県内市町村の議会議員及び特別職の期末手当支給状況を踏まえ、県内市町村の議会議員及び特別職との均衡を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第57号は、道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第58号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例及び議案第59号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例については、令和2年度の地方税法の改正により、名称の変更の改正、条文

の追加を行う必要があるため、条例の一部を改正するものです。

議案第60号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第5回）については、総務費において、新庁舎建設に伴う既存施設などの解体費、設計委託料、農林水産費において、新型コロナウイルス感染症感染防止県単独事業費、商工費において、道の駅どうし売場改修費、災害復旧費において、林道野原線災害復旧費、諸支出金において、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援基金積立金が主な補正内容です。

議案第61号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につきましては、特定健診完了による減額が主な補正内容です。

議案第62号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）につきましては、システムの改修費、新型コロナウイルス感染防止対策の機器購入費が主な補正内容です。

議案第63号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）につきましては、施設整備事業費の減額が主な補正内容です。

議案第64号 令和2年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）につきましては、システムの改修費、保険給付費の増額が主な補正内容です。

議案第65号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）につきましては、施設整備費の減額が主な補正内容となっています。

議案第66号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）につきましては、特定健診完了による減額が主な補正内容です。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件については、委員の任期満了により、後任の委員を推薦する必要があるため、議会の意見を求めるものです。

以上、承認1件、条例案7件、補正予算案7件、諮問1件であります。

提出議案内容について概略を申し上げましたが、詳細内容については、議案審議で説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

---

### ◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和2年8月、9月、10月分の例月出納検査についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

一般質問について申し上げます。

一般質問は、質問並びに答弁の要旨を分かりやすく簡潔にお願いします。

次に、令和2年第5回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤喜章君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

〔議会運営委員長 佐藤喜章君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第5回定例会において、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申出し、9月18日の本議会において議決された件についての報告であります。

10月14日午後1時30分より、役場2階会議室において委員会を招集し、委員4名と議長、職務のために議会事務局長、事務局主幹の出席がありました。

議会の慶弔規定及び各定例会の日程について審議し、結果は次のとおりとなりました。

1、慶弔規定を案としてまとめました。2、定例会の一般質問はこれまでどおり1日目に行うこと。

また、12月1日午後2時より、議会事務局室において委員会を招集し、議員4名と議長、提出議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局主幹の出席がありました。

決定された事項は次の3項目です。

1、会期は本日より12月11日までの4日間とし、配付してある日程表のとおりとすること。  
2、一般質問の通告者は6名です。3、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申出ること。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務文教常任委員長、佐藤徹君。

[総務文教常任委員長 佐藤 徹君 登壇]

○総務文教常任委員長（佐藤 徹君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和2年第5回定例会において、総務文教常任委員会の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月7日午前10時より、総務文教常任委員会を招集し、委員4名と議長、職務のため事務局主幹の出席があり、災害時の議会对応について協議しました。

10月23日、横浜市保土ヶ谷区松原商店街の水カフェどうしを議員全員と職務のため議会事務局長及び主幹が随行し、視察研修を行いました。

11月11日、委員4名と議長、職務のため事務局主幹により富士川町議会を視察訪問しました。

11月13日午前10時より、総務文教委員会を招集し、委員4名と議長、職務のため事務局主幹の出席があり、災害時の議会对応について再度協議し、午後からスマートフォンを利用し、訓練を行いました。

また、今後も継続調査を要することと決定しましたので、所管事務の調査について、会議規則の規定により閉会中の継続調査を議長に申出いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 建設厚生常任委員長、大田博文君。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 委員長、大田博文君。

[建設厚生常任委員長 大田博文君 登壇]

○建設厚生常任委員長（大田博文君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和2年10月14日13時より、建設厚生常任委員会を招集し、役場2階会議室において、出席議員6名、委員会事務のため事務局長、事務局主幹、計8名で令和2年度提言事項についての議題を協議いたしました。

10月15日、2日目、委員会の自主的な活動としての調査、国道300身延町中之倉バイパス灯第二トンネルの視察を参加者、議員10名、産業課長、事務局長の12名でトンネルの工事の

内容の説明を受けました。終了後、中部横断道路の進捗状況、南部町道の駅なんぶの視察、清水のエスパルスドリームプラザの山梨の物産展の視察を行いました。

11月16日午前9時より、村内災害視察を行いました。同日午後1時より、出席議員6名、事務局長、事務局主幹、8名、視察の提言に向けての協議会を役場2階会議室にて行いました。

委員会終了後も、今後も継続調査を要することと決定いたしましたので、所管事務の調査について会議規則の規定により、閉会中の継続調査を議長に申出いたしました。

以上で、建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 委員長、杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和2年第5回定例会において所管事務の調査を要する旨を議長に対し申出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月23日午前9時より、議会事務局室において広報常任委員会を開催いたしました。議長及び議会事務局主幹、委員全員の出席があり、その後、30日までの6日間において、道志議会だより第48号についてレイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い、完成することができました。

10月9日、印刷が終了し、その後、議員全員の協力を得て全戸に配布しました。

11月9日午後2時15分より、山梨県防災新館1階において、町村議会広報研修会があり、議員全員で出席しました。

11月19日午後2時より、山梨県自治会館において、町村議会広報編集長委員会があり、私が出席しました。

12月1日午前10時より、議会事務局室において、議長、事務局主幹、議員全員にてどうし議会だより第49号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議しました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告とさせていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について今後

も継続調査を要することと決定しましたので、議会規則の規定により議長に申出いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会規則第127条の規定により、第10番議員、大田博文君及び第1番議員、佐藤光栄君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から11日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日までの4日間と決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告者は6名です。

---

#### ◇ 佐藤喜章君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、5番、佐藤喜章君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 5番、佐藤喜章君。

〔5番 佐藤喜章君 登壇〕

○5番（佐藤喜章君） それでは、一般質問をさせていただきます。

質問は全部で3つであります。

第1番目から質問を始めます。

名誉村民、西川饒先生の石像保存についてお尋ねをいたします。

村政130年の歴史の中で多くの功績を残し、名誉村民と言われる人は西川先生ただ一人です。その先生の像が水源の森の元の博物館前に建っていますが、訪れる人はほとんどいません。子供たちの道德教育の観点からも、人目につかないような場所に名誉村民の像があるというのは、村としてそのような人を大事にしていけないようなイメージにも取られかねません。

そこで、適当な場所へ石像を移転し、多くの村民にその功績を知ってもらうことは大切なことではないでしょうか。その移設について村の見解を聞かせてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 名誉村民、西川先生の石像移設については、前にも議員より意見をいただいております、現在移設場所の検討を行っているところでございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 再質問になります。

今、移設場所の検討を行っていると聞きましたけれども、まだ特にここがいいとか、例えば許可を申請するので、その場所がいいとかというような形にはなっていないということでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議員おっしゃるとおり、子供の道德教育、また、大勢の村民の人の目につくところというようなこと、そういったことも検討の中でいろいろあります。そういった中で学校がいいのか、また、大勢集まるやまゆりセンターがいいのか、そういった中で、どっちみち村の施設内でないと移設はちょっと難しいのかな。ましてや人の集まる道の駅なんかも一つの候補ですが、やはり観光、村のいろんな情報を発信する面ではそういった石像はどうかなというようなこともあります。そういった中で検討を行っているところでございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） おおよそいつ頃に移設を予定しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 現在、いつ頃までということもなく検討はしているわけですが、できるだけ早い時期に移設し、村民に知っていただくということは大切なことかなと思っております。また、移設等しましたら、広報誌等で、どこどこに移設したよというような情報発信もしていきたいと思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ありがとうございます。

ぜひ早い時期の移転をよろしく願います。

それでは、第2番目の質問に入ります。

川原畑の簡易水道についてお尋ねをします。

川原畑地区の簡易水道は、当時地区の消防団が中心となり、地区住民も協力して昭和40年に供用開始となりました。住民の飲用水及び消火設備としてなくてはならない重要な設備です。その受水槽及び配管が老朽化し、地震などの災害が発生した場合、大きな被害が考えられます。平成26年、村に管理をお願いいたしました。大きな金額がかかるので、率のよい補助金を探し、検討したいとの回答をいただきました。

村の財政が大変厳しいことは承知しておりますが、住民の健康と安全を守る大切な設備です。全体の工事は補助金を活用し、早い時期に施工できますように検討をお願いします。そこで、特に老朽化の激しい受水槽の新設は待ったなしです。この件につきまして、村の考えを聞かせてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 川原畑地区の水道は、現在地区の水道として管理されておりますが、受水槽や配水管などの老朽化が問題になっていることは、村としても把握はしております。地区のコンセンサスが取れるようであれば、補助事業を導入し、新たな簡易水道を整備することも可能であると考えております。

現在の受水槽の老朽化に伴う補助金のことでございますけれども、現状では村に地区水道への助成の決まりがございませんので、村の予算による整備は難しいのではないかと考えて

おります。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 再質問になりますけれども、村の金額で受水槽の整備等は考えられないということよろしいですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 今現在、川原畑地区の水道ということになっておりますので、川原畑地区に助成するということになれば、そのほか道志にも小規模な地区水道というのがたくさんございますので、それら全て同じ条件で助成するというような決まりをつくらなければならないということです。現在はそういう決まりがないためにできないという、そういう状況でございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 再々質問になります。

村のほうで助成が難しいということで、そういう仮に決まりがあれば、そういう助成も可能ということになりますか。お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） そういう意見が多数各所から出てきて、それに村で話合いながら、どんな助成ができるかということを考えることになるかと。現在では、具体的な要望はその他から出てきておりませんので、まだそういう話合いは行われておりません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ありがとうございました。

2番目の質問については、終わらせていただきます。

それでは、3番目の質問になります。

地籍調査の成果についての質問ですけれども、地積測量調査で道志村全体の測量が完了したと聞きましたが、その成果として法務局への登記状況を聞かせてください。

なかなか境界が確定しないという話も聞いていますが、村民の財産を保護することは大変重要な事業です。この事業が始まってから10年以上たっていますが、法務局への登記が済まなければ、測量したことが無駄になる心配があります。そればかりでなく、立ち会った人が亡くなった場合は、再度立会い確認をしなければならぬ場合も出てきます。境界が確定した土地であれば、売買や土地利用がスムーズにできますが、筆界が未確定の土地を法務局へ登記すると、農転などで地主本人が測量し登記をすることになり、大変大きな負担になります。このような事情を当事者に説明し、未確定筆界をなくすことが大事なことです。

そのような情報を村民に提供し、確定していない地主さんの説得を請負業者さんとともに行っていると考えていますが、現在どのくらいの登記が完了し、今後の全村での登記状況を聞かせてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 本村の地籍調査は、平成29年度に月夜野地区まで終了しており、現在までに法務局に送付されている箇所は長又と白井平地区です。

佐藤議員ご指摘のとおり、調査の測量成果の中に筆界が未定になっているところが多数ございます。地積測量事業は国土調査法に基づき実施しておりますが、全国各地で様々な問題が発生したことにより、国の取扱方が変化しております。調査の結果をそのまま登記することができなくなっております。現在、他の市町村で発生した問題を解決した経験がある専門家に相談しながら、今後の対応を協議しているところでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 再質問ですけれども、長又と白井平はもう法務局の登記が完了したと今聞きましたけれども、完了すれば、その土地のデータは村民が自由に使えるということによろしいですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 長又と白井平地区については、地積調査で作成した図面が

既に法務局で公図として使われているところがございますけれども、実際には旧公図と地積測量で測量した図面で形が違うというような箇所が多数ございまして、実際に法務局で使われているところをまたもう一度分筆等をするようにというような、当時は通っていた図面が、また指導が入るといような、様々な国のほうの考え方の変化によって、すんなりとそのまま使えないというような状況が結構発生しております。

また、境の紛争により、裁判沙汰になるようなことが全国で起こっておりますけれども、そういうときにも旧公図と地積測量図の違いによってそういうことが起きていると。お互い立ち会った上で決定した境界ではありますけれども、そういう紛争が全国各地で起きているといようなことがございまして、すんなり登記ができないといような、そういう状況が起きております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ということは、調査して法務局で登記しても、駄目だ、このデータは使えないといようなことを今聞きましたけれども、先ほどのときに専門家、それを解決する専門家と順次話を進めていると聞きましたので、ぜひ早い時期に解決して、そのデータが村民みんなで使えるような形にしていきたい、このようにお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告1番、5番、佐藤喜章君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 杉本孝正君

○議長（出羽和平君） 引き続き、通告2番、7番、杉本孝正君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

[7番 杉本孝正君 登壇]

○7番（杉本孝正君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、道志村総合計画の進捗についてお伺いします。

平成28年度に策定された道志村総合計画（人と自然が輝く水源の郷～住んでみたい村 住んでよかった村～）について質問させていただきます。

総合計画は、地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられ、

長期展望を持つ効率的な行政運営の指針が盛り込まれている計画です。道志村総合計画は、平成28年度から平成37年度（令和7年度）までの10年間を目標年度とし、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、目標や達成状況を村民と分かち合う成果指標を毎年チェック、示すとあるが、どのように行ってきたか、お答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 毎年度、主要な施策の成果により、その成果をチェックし、決算状況を踏まえた中で、広報誌によりその状況を公表しております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） じゃ、毎年成果指標を公表しているということで大丈夫だと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、再質問です。

総合計画の期間を前期と後期に分けて、前期の目標年度は令和2年度とされていますが、前期目標年度の最終年度末を迎えるに当たり、本計画の前期の成果、課題をお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 現在、各課のリーダーによりまして会議を開催しております。その中で前期の成果と課題を現在、洗い出しているところでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） まだ課題が出ていないということですか。

それで、再々質問なんですけれども、後期の対応に当たり、本村の行政の変化に対応した目指すべき将来像をいかに軌道修正し、その実現に向けてどのように対応していくのか、お答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 主要な施策の成果や、現在取り組んでおります前期の成果や課題の抽出によりまして、社会情勢の変化に対応した重要な課題等を的確に後期の計画

のほうに反映したいと考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

総合計画は自治体の根幹をなす計画だと捉えていますので、変化の激しい社会情勢の中、柔軟に対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

総合戦略の進捗についてお伺いします。

国が定めたまち・ひと・しごと創生法を受けて、平成27年度に策定した道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問させていただきます。

まち・ひと・しごと創生法は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、個性豊かで魅力ある地域社会をつくることを目的としています。

本村では、「道志村への新しい人の流れをつくる」、「村民が魅力的に感じる新しいライフスタイルをつくる」を基本コンセプトに、道志村人口ビジョン（2060年における人口目標1562人）達成に向け、様々な事業を展開してきたと理解していますが、次のことについてお答えください。

本計画は、令和元年度末で終了していますが、取り組んできた諸事業により得られた成果と課題をどのように総括したか、お答えください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 総合計画の成果と課題の検証と並行し、現在取りまとめを行っているところでございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 執り行いをしているところと聞いたんですけども、次の総合戦略の作成に当たり、現状と課題を捉え、目標に向け事業化はできるようになっていますか。お答えください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 基本的には今までの前の総合戦略を引き継ぎまして、人口ビジョンに示されております将来像を達成するために、効果の検証データ、効果のあった事業や今後も強化すべき事業を精査して、精査した上で事業化していく予定でございます。以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 再々質問になるんですけども、2060年に人口目標1562人を達成できるように向けているんですけども、この目標って今の時点でどのくらいになるか、分かったら数字を教えてもらっていいですか。お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 最新のデータ等も抽出しながら、現在この目標数値も洗い出しているところでございますので、今現在では、はっきりとした数値としては出ておりません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

総合戦略は各地域がそれぞれの特徴を生かし、活力ある地域社会をつくる地域住民が安心して暮らせる将来をつくることだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

本計画の事業の中にサテライトオフィス誘致計画を掲げ、整備を進めて、既に1社誘致されているようですが、ウィズコロナ時代のテレワークが進む中、進展が期待される事業だと捉えています。本事業を今後どのように発展させていくか、お答えください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） サテライトオフィス誘致計画については、単なる企業誘致ではなく、道志村再生の取組としまして、オフィスを利用した企業等が将来村内の空き家

等を活用して起業し、地元雇用やUIターンの振興といった地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 今後さらに多くの企業を受け入れるために環境整備とかが必要だと思うんですが、この辺はどのように考えているか、お答えください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 現在、オフィススペースが3区画、あとコワーキングスペースとして14区画がございますが、ホームページやチラシなども配布して、利用者も募集を行っているところでございますが、まだ若干の空きもございます。今後それぞれのスペースに不足、足りなくなってくるようでしたら、未整備の部屋も現在まだございますので、利活用について検討していきたいと考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） サテライトオフィスは移住定住を進めるようなオフィスだと思うんですけども、今後、滞在型の施設等の整備が必要だと思うんですけども、その辺はどのように考えているか、お答えください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 先ほどの答弁ともあれですが、将来的に村内の空き家等を活用して滞在していただくということにもつなげたいとは考えておりますが、あとは現在使用している方も、村内の民宿を利用しながら短期の滞在という形で村内の施設を利用している状況でございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

再々質問が終わりましたので、サテライトオフィス事業は、道志村の自然に囲まれた環境でリフレッシュしながら働けることから、コロナ後の柔軟な働き方を実現するものとして定着していく事業だと考えていますので、村長の公約でもありますので、ぜひとも事業の拡大をしていただきたいと思います。

以上で、次の質問に移ります。

村独自の教育プログラムの提供の中で、ICTを活用した教育支援を掲げ、これまでに小中学校へのタブレットやノートパソコンの補充、各教室への電子黒板の設置、オンライン授業の実施、また、国のGIGAスクール構想を受けたネットワークの整備等が進んでいると思いますが、今後どのようにICTの教育環境の充実に取り組んでいくのか、お答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、山口かおり君。

○教育課長（山口かおり君） GIGAスクール構想の1人1台タブレットの購入については、県の共同調達により既に納品が完了しております。ネットワーク整備については、現在進めている最中ですが、これが完了するとハード面においてはおおむね整備済みとなります。

今後はソフト面の環境を充実したいと考えており、まずは1人1台タブレットを有効に活用するため、学習支援ソフトを導入し、授業等で使用することを検討しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） よりよい学習支援ソフトの選択を行い、有効活用していただきたいと思います。

再質問です。

本年度より小学校において、学習指導要領が全面実施となり、プログラミング教育が必修となりました。プログラミング教育指導計画は学校ごとに編成することになっているようですが、道志小学校においては具体的にどのように指導していくのか、お答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、山口かおり君。

○教育課長（山口かおり君） 道志小学校においては、現在専門業者に教員への研修や指導書の作成、あと各学年の授業の講師を委託しております。具体的には学期前に、学期ごとに1

年生から6年生までの授業を外部の講師でお願いをしている状況です。これにつきましては、来年も継続したいというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

道志村の子供たちがこれから生きていく上で必要な情報、活動能力や思考力育成のためにICTやプログラミング教育は必要だと考えますので、継続して事業を推進していただきたいと思います。

質問は以上になります。

道志村の現状を踏まえ、村民のために教育的な展望を満した村づくりを行政と議会がそれぞれの立場で共に進めていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告2番、7番、杉本孝正君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 佐 藤 徹 君

○議長（出羽和平君） 引き続き、通告3番、4番、佐藤徹君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

〔4番 佐藤 徹君 登壇〕

○4番（佐藤 徹君） それでは、質問させていただきます。

水カフェどうしの運営方法と閉店についてお聞きしたいと思います。

令和2年10月23日に道志村議会で水カフェどうしの視察に行きました。水カフェどうしの視察は、道志村のPRの様子や運営方法など知りたいと思い、実行されました。

それでは、水カフェどうしについて質問します。

1で、水カフェどうし店内にテレビがありましたが、一般番組が放映されていましたが、なぜ道志のPRビデオを放映しないのか聞かせてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） この答弁は担当課長のほうが詳細に分かっていますので、担当課長の

ほうでもらいます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 水カフェどうしのテレビ、モニターについてですけれども、そこでは村のPR動画やオリンピックのロードレースのコース紹介のDVDなど、店内のそのモニターを使用して放映しております。ただし、常にそれらを映しているわけではないので、神奈川のケーブルテレビ、一般放送なんですけど、それと併用して利用者の状況を見ながら、切替えながら使用しております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 今の答弁だと、切替えながら放映しているということでしたが、別の日にも行ったんですけども、やはり一般の番組が放映されていて、道志のPRの様子とかは全然なかったんですけども、本当にされているのでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） はい、放映しております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） その放映の時間帯とか、そういうのはあるんでしょうか。何か見た様子では、とても放映されているような感じには受け止められなかったもので、ちょっと質問しましたけれども、お答えください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） ご質問の時間等は把握はしておらず、現地のスタッフの判断によっておりますが、現在放映する目的で預けておりますDVDについては、先ほどの答弁でもありましたとおり、オリンピックのロードレースのコース紹介、道志村・山中湖のコース紹介、あとはサテライトオフィスの企業誘致用のDVD、観光のPR動画、それと清流の花火大会のドローン映像もお渡しして流しております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 再々質問が終わりましたので、できれば水カフェのほうに監視ということではないんですけども、様子を見に、週に何回か行って視察したほうがいいんじゃないかなとは思っています。

では、次の質問です。

水カフェどうしの運営について、どのような目的で設立したか。また、その目的は達成されていると思うかを聞かせてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 水カフェどうしは、横浜市を中心とした首都圏の住民を対象に観光情報の発信、特産品の販売及び住宅情報、仕事情報、子育て・教育環境情報を含む移住情報を発信するとともに、本村と横浜市との交流の歴史を紹介しております。

水カフェを通じて横浜市との交流が深くなり、道志村を来訪される市民の皆様の増加や、水カフェでの相談から移住を決断した世帯があるなど、一定の成果を上げることができております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 今、移住者が道志のほうに来られたというお話がありましたが、何組くらいあったのか教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 移住者の数でございますが、最終的に相談から移住まで全て関わった世帯については1世帯でございますが、問合せから水カフェを窓口として、道志村のふるさと振興課に紹介するような中継ぎのものだとか、移住支援センターのほうに取り次ぐという事例は、数は把握しておりませんが一定数の数はございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 再々質問です。

実際、移住じゃなくて、道志村へのそういう促進をやられているということですが、もう一つちょっとお聞きしたいんですが、水カフェどうしの運営を設立当時やるときに、例えば横浜水道局の定年退職をした人を雇用するとかしたら、今の言われた目的、横浜市との交流とかいう、そういう部分ももっと達成されるんじゃないかと思いますが、村長さんはどう考えていますか。教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 水カフェをつくるということは、その当時は総務省で全国に対して、市町村に対して、いろんな特産品をそういう広いところで売ったらどうかと、そういう構案内があったんです。そして、それだけじゃないですけども、要は村をアピールする、そういうことも踏まえて、国の制度があったものですから、それを取り入れて、5年間ということの中でこれを始めたんです。それで対象は、確かにおっしゃることも分かるんですけども、できれば道志のことを分かっている方がやっぱりその中に入って、仕事をしてもらったほうがいいかなと思って、そういう考えをしたと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

これからも、もし水カフェどうしを継続してやっていくのであれば、その辺のこともひとつ考えていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

水カフェどうしの店内に閉店のお知らせが掲示されていて、令和2年12月27日に水カフェどうしを閉店すると書いてありましたが、本当に閉店するのかをお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 議員の視察の際、閉店のお知らせが掲示されていたことは聞いており、その後、委託事業者である株式会社どうしにも確認し、現地スタッフとのやり取りの中で、思い違いが生じての掲示であったとの報告がございました。当然、閉店の予

定はなく、来年度については現在内容を精査して、運営を継続する予定であります。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 来年も継続して行うということですが、この水カフェのカフェも来年行う予定ですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） それらも含めて、現在最終的な精査をしているところでございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 実際、カフェでコーヒーをいただきましたが、あまり全然おいしくなくて、何かやっている意味があるのかなと感じたので、ちょっと聞いてみたんですけども、それじゃ、次の質問に移らせていただきます。

旧道志小学校跡地の活用についてお聞きします。

馬場地区から道志小学校が移転してから、何も活用されていない旧道志小学校跡地の活用について質問します。

1、現在の旧道志小学校跡地は、危険地域のため利用が制限されている状態ですが、活用計画があるかどうか、お聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） この件も担当課長のほうより報告してもらいます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 現時点においては、特に活用計画等もございません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） これだけ広い土地を活用しないのは非常にもったいないと思いますので、これに引き続き、次の質問に移らせていただきます。

旧道志小学校跡地の有効活用のため、危険地域を解除するための防災設備を整備する計画があるかどうか、聞かせてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 旧道志小学校があった場所は、急傾斜地警戒区域及び土石流警戒区域の範囲に入っております。北側のり面は、急傾斜地特別警戒区域に指定されております。小学校があった当時には、県に対して対策を要望しておりましたが、現在は保全対象が移転したために対策の計画はございません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 整備計画はないということなのですが、ここは一般財源を使ってでも危険地域を解除すれば、例えば保育園の移転や村営住宅など、いろいろ活用はあると考えられますが、村長さんはどういうふうと考えられるか、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 4番議員さんのおっしゃることは分かりますが、取りあえず今現在は、私もこの庁舎を建て替えなきゃならないし、お金が大分かかる、大きい事業、物じゃないですけれども、月夜野トンネルも進めなきゃならない。

また、それ以外に130ミリ雨が降ると、すぐ通行止めになるんですけれども、その危険箇所も県と相談しながら直していかなきゃならない。いろんな事業が山積しているんです。取りあえず今現在、どっちが先かということとは分からないんですけれども、今計画しているほうをなるべく村としても県へお願いして進めていきたいと、こんな考えでいます。ただ、今、課長がおっしゃったように、今計画がないですから、それはこれからの問題かなと思っています。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） ぜひこれだけの広い土地を活用できるよう、補助金等あれば、またそれにも利用できればとは思いますが、一応これだけの広い土地を活用できるようなことを常に考えて、村政を運営していただければと思います。

以上です。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告3番、4番、佐藤徹君の一般質問を終わります。

---

◇ 佐 藤 光 栄 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告4番、1番、佐藤光栄君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

〔1番 佐藤光栄君 登壇〕

○1番（佐藤光栄君） 1番議員の佐藤光栄です。

本年5月に議員として就任し、今回で3回目の本会議に出席することになりました。一般質問も3回目となりました。1回目の一般質問の際、議員とは、村民の代弁者であり、村民の行政執行に対する疑問・質問を代弁し、監視する者だと認識していますと私は発言しました。その後、議会議員として村内各地で村民との対話を積極的に行ってきました。今回は、村民との対話の中で、村民が特に関心を持った3項目について質問させていただきます。

なお、不適切な発言、失礼な発言がありましたらご指摘をいただきたいと思います。訂正の上、撤回いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、副村長に伺います。

最近、小中学生と懇談する機会があり、その小中学生から次のような質問がありました。そこで、将来ある子供たちに代わって質問しますので、子供たちや高齢者を含め、村民全員に分かるように回答をお願いいたします。

まず、副村長ってどんな仕事をしているのですか。これから伺います。よろしく願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 副村長、長田公明君。

○副村長（長田公明君） 副村長の仕事内容ということでございます。副村長の仕事は、村長を補佐すること。また、村長の命を受けて政策を担当すること。村長の職務を代理すること

などです。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） では次に、副村長の給料とボーナスは幾らですかと、このような質問があったので、子供から高齢者などにも分かるような説明をお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 副村長、長田公明君。

○副村長（長田公明君） 給料、ボーナス等は条例で定められており、給料は月41万5,000円、ボーナスは6月と12月に2回支給されております。6月が93万637円、12月が94万2,568円です。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 今の説明だと、合計で約685万2,000円ぐらい。ほかに諸手当、退職負担金、共済費等を含めると最低でも700万円は下らないと、そんなような解釈でよろしいでしょうか。お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 副村長、長田公明君。

○副村長（長田公明君） はい、そのようでもよろしいと思います。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） ありがとうございます。

では、次の質問ですが、村長に伺います。

平成25年の村長選挙により当選され、村長に就任されました。また、4年後の平成29年の村長選挙においても再度当選され、2期目の村長就任を果たしました。大変村民の期待と信頼に応えたものと思われまます。そして、現在在職7年半がたとうとしています。

そこで伺いますが、1期目の選挙公約で村民と3つの約束をしています。何を公約として約束したのか覚えていらっしゃいますでしょうか。また、2期目の公約についても、公約した本人であ

りますので、当然記憶にあると思いますので、お答えください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 選挙公約の実現についての質問です。答弁します。

私の選挙公約については、公約実現のため、道志村総合病院、道志村国土強靱化地域計画、道志村過疎地域自立促進計画などに位置づけ、その政策を行っているところです。公約の一つ、特別養護老人ホームについては、国などの給付費の見直し、施設規模に応じた設備、職員配置などが厳しくなり、本村においての入居者数では施設運営が困難なため、村独自の運営資金の給付などが求められる状況になったため、財政状況などを考え、施設建設を断念しました。

その他の公約については、小中学校校舎建設、街路灯設置、減災・防災事業により安心・安全な村づくり、診療所医師の確保、診療施設の充実、買物ツアー、子育て世帯の支援などによる医療福祉の充実、森林整備、水質保全による環境保全、また、トンネル建設の実現については、国道413号道志バイパス月夜野トンネルの付帯工事が着手となり、県道都留道志線トンネルについても県で調査を行っているところです。こうした事業を公正公平に行うことにより、雇用も創出できると思いますので、ある程度は実現できていると思います。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再質問です。

まず、第1に防災トンネル建設の実現、第2に福祉村構想の実現、そして、第3に村政運営の転換の実現とありました。これは選挙公約、1期目のときの村民との約束です。

また、2期目の選挙公約がここにもありますように生活基盤の整備促進、教育環境の整備、福祉の充実、産業の振興、人口減少対策などなど、村においてはどれも緊急を要する必要な政策ですが、村長任期もあと8か月ほどを残すところとなりました。第1の公約であるトンネル建設については、何の進展もなく、村民との約束も期待外れのように見受けられます。第2の地域密着型特別養護老人ホーム建設も途中で頓挫してしまいました。また、第3の公正公平な行政の実現とありましたが、公正公平な行政執行には多くの村民が語るように、現実には疑問を持たざるを得ません。

また、2期目の公約である教育環境の整備においては、ある程度評価いたしますが、選挙

公約以外でのICT活用が児童生徒たちの成長に期待できる環境となりました。今後も将来ある子供たちを取り巻く環境のさらなる投資を期待いたします。

その他、多くの公約がありました。その中でも今回、自分が最も重要であると思われる人口減少対策について伺いますが、道志村総合計画のほか、道志村で発行されるあらゆる刊行物に、「住んでみたい村、住んでよかった村」とあるが、受入れ体制に早期解決を必要とする問題があると思われま。道志村に住んでみたいと思っても、住むところがなければ進展がありません。

今現在、保育所、また小中学校等、子育て環境においてはかなり充実してきていると思います。この点においては、村外に住み、子育てに悩む家庭にアピールできる点ではないかと思ひます。

しかしながら、移住者の受入れ体制が脆弱であります。今、道志村で空き家を探して交渉しても、貸してくれる住居も売ってくれる住居も期待が持てません。そうであるならば、人口増への投資として、一戸建てでも集合住宅でも、人の住める住宅を建設するのは移住者獲得の早期の解決策ではないでしょうか。

今現在、日本のみならず、世界中で新型コロナの影響で都市部から地方への移住を検討している人たちが数多くいるようです。道志村は地理的にも、東京都をはじめ、神奈川県など大都市と隣接し、その大都市との往来も他の市町村と比較しても決して劣るものではないと思われま。そのような地の利を生かした行政を進めるべきではないかと思ひます。

そこで、今日現在、住んでみたい村、住んでよかった村の公約の実現をどの程度果たしたのか、村長の率直な答弁を求めま。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） いろいろな再質問言うんですけれども、意味の分からない、全部把握できないんですけれども、最後に住んでみたい村、住んでよかった村の実現と。これは私が言っているように、道志村はいい村です。本当にいい村だと思います。

だけれども、道志村へ出たり入ったりするには大変な峠があるんです。要はインフラ整備が遅れていると。そして、そのためにインフラ整備をきちんとして、そして、若者が定住できる状況をつくると。私はそういう考え方で行政を進めている。それが右から左にすぐできればいいんですけれども、村の事業じゃなく、県・国、そういうところをみんな通じて、計画してやっていかなきゃなかなかできない問題なんです。

だから、私は常に言っているんですけども、道志村はとにかく便利が悪い。出たり入ったりすることがなかなか大変。若者が住みづらい。そして、万が一よそから入ってきても、なかなかいい仕事がない。仕事があれば住宅があっても、取りあえずはなかなか移住できない。そういう中で移住されている方々がいるんですけども、移住していてもなかなか長く移住できるような体制には全くなっていないんじゃないかなと、そういうふうに思います。

ですから、何とかできることは、県・国を動かして、そして、インフラ整備をきちんとする。そして、町へ出るにも、どこへ出るにも10分、15分ぐらいで出ていけるように。簡単に言ったら、中央高速へ行くのに15分で行けたり、また、中央線に行くにも15分か20分で行けるような状況をつくる。そうすることによると、仕事のほうは若者が必ず先が開けるような状況になるんじゃないかなと思っています。だから、私はまずインフラ整備が遅れていると思っています。だから、この峠を峠じゃないトンネル、3,000メートルを5分で通過できるような、そんなトンネルができればいいかなと思って、一生懸命努力しています。

議員さんたちには分からないことも、私なりに一生懸命努力しています。そして、着実に一歩ずつ進んでいると思います。そういうわけで、ポイントが分からないような質問ですけども、そういうわけで私がやっていることは、そういうことを公約して村長になっているつもりです。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 質問の内容が分からないということで、大変失礼いたしました。

インフラ整備も重要ではございますが、この道志村はどのような魅力があるか、道志村の魅力を発見して、それから行政につなげるということも大事ではないかと思っています。

そこで、副村長に伺いますが、副村長から見た村長の選挙公約の実現について、どの程度実現したのか。また、実現していない公約については、今後どのような解決策を講じる予定でいるか、副村長としての見解を伺います。よろしくお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 副村長、長田公明君。

○副村長（長田公明君） 先ほど村長述べられたように、一概に全てがいつているものとも考えづらいところも確かにあります。国の施策によって、医療施設なんかは国の方針が変わったということで、方向転換をしなければならないという選択をしております。そうした中で、

一番大きな課題であったのがトンネルではなかったのかなと思っておりますけれども、トンネルのほうも要は国のほう、あるいは県のほうと協議をする中で、それなりに進んでいると解釈しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） ありがとうございます。

公約とは村民との約束であります。約束の実現に向けては、なお一層の努力を期待しております。

次に、株式会社どうしの経営実態について伺います。

長田村長就任以前、道の駅どうしにおいては黒字の決算をしていたと聞いております。ところが、村長就任以後は毎年度赤字の決算と聞きます。赤字決算の原因については、数多い問題があると思います。前年度の決算報告においても、道の駅どうしの施設使用料の納入も3か月分450万円の納入に過ぎず、総額では1,800万円の納入予定が、どういうことであろうか1,350万円の減免で決算されました。それでも決算書では黒字の決算が報告されています。

出資金の全額が道志村の出資であるがゆえに、役員、従業員の経営に対する感覚及び能力が著しく不足していると言わざるを得ません。以前の同僚議員の質問の回答では、原因の一つである国道413号線の通行障害があったと回答されましたが、この通行障害を克服するような案が、役員だけでなく従業員から出てもいいのではないかと思います。

民間会社では、赤字が出れば給料の減額はもちろんのこと、ボーナスも支給されないのが当たり前です。危機管理意識が欠如していると言わざるを得ません。

会社役員の努力と従業員の営業に対する意識改革を促して、黒字化する努力を求めますが、道の駅どうしの社長でもある村長の考え並びに解決策をお聞かせください。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） この経営実態については、担当課長がよく分かっていますから、担当課長のほうへ説明させます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 道の駅は、設置以来、順調に売上げが上昇しておりました。

が、一昨年、昨年は台風被害による国道の通行止め、令和2年に入ってからには新型コロナ感染症の影響を受け、厳しい経営状況にあります。

今後の見通しも不透明な状況の中ではありますが、コロナ対策として、村民の方が村外に買物に出かける回数を減らせるよう、生活用品や食品などの販売を行い、少しでも安心した生活を送ることができるよう計画しております。また、季節ごとのニーズの変化に伴い、販売する品目を変えるなど、利用者が利用しやすくなるような対策や、冬期など観光客が減少する時期にも来ていただくような工夫を考える等、経営の改善を図るよう指導しており、現場でもそのような考えを持つようになってきていると考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） いろんな考えはあると思いますが、考えているだけじゃ先へ進まない  
ので、なるべく役員、従業員一同で対策を打たなければ赤字は出続けることとなります。改  
善を要求したいと思います。

まだまだ質問したいことはたくさんありますが、時間が限られた時間でありますので、村  
民の質問・疑問については協議会の中で、また検討させていただきます。

以上で、私の質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告4番、1番、佐藤光栄君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 白井勝光君

○議長（出羽和平君） 引き続き、通告5番、6番、白井勝光君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 白井勝光君。

[6番 白井勝光君 登壇]

○6番（白井勝光君） よろしくお願ひします。

一般質問に入らせていただきます。

私の質問通告は3点でございます。

私は一括方式をお願いしております。後に担当課のほうから答弁をいただきたいと思いま  
す。

まず1番目に、先ほどの5番議員さんとちょっとダブっちゃいましたが、地籍調査の進み

具合についてお尋ねをいたします。

全国的に人口減少の中、道志村でも若者の定着が少なく、村外に定着する者が多くなりました。土地の境目が分からない若者も多くなっておりますので、早急な調査完了が望まれると思います。そこで、次のことについてお伺いいたします。

現在の調査の進捗状況は。

もう1点が、調査が完了する時期がいつか。先ほどちょっとお尋ねして返答がありました。それはここにありますが、私の質問に対して、またよろしくお願ひします。

次に、通告の2番ですが、シニア世代の雇用についてです。

道志村は現在、過疎化が進んでおまして、若者の転出が目立っていますが、今の時代、50、60は昔のことわざじゃありませんが、鼻たれ小僧という言葉もあるように、シニア世代が様々な方面で頑張っています。この村は元気なシニア世代の活躍が必要不可欠です。一人親方、草刈りなどの雇用について、現在も当局が取り組んでいると思いますが、仕事も限られており、まだ年金だけの生活では厳しいという人もおります。さらなる拡大をする意向があるか、お尋ねをいたします。

それから、第3番目です。

国道413号線及び県道道志都留線の改良について。ここ国道413号になりまして、道志村は自動車、オートバイ、自転車などの交通量も多く、事故も多い状況です。そこで、次の長年の課題である2点について、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

池之原橋から国道413号線に出るところに信号を設置すると、スムーズな出入りができるように改良する計画はありますか。

それから、もう一つ、国道413号から県道道志都留線に関してですが、やまゆりセンターから横浜市水源林管理事務所までの橋梁の狭い道路の拡幅の計画はあるかどうか。

以上を、担当課長さんにお尋ねいたします。お願ひします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） まず、1番目の地籍調査の進み具合の1番目、現在の調査の進捗状況はのご質問でございますけれども、平成29年度に測量及び図面の作成は終了しております。

2番目の、調査が完了する時期はでございますけれども、測量自体は終了して、図面も作成されておりますけれども、法務局に登録する作業が非常に手間がかかるため、現時点で終

了時期の確実な時期はまだ分かりません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 2番目の質問、シニア世代の雇用について、雇用のさらなる拡充をする意向があるかというご質問に対して答弁いたします。

村道、農林道、村施設周辺の草刈り、施設の管理等で必要な雇用を行っております。今年度から、会計年度任用職員制度での雇用となり、雇用時間によっては共済費、職員手当等が必要となるため、厳しい財政状況の中ですので、今後も予算範囲内での雇用を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 3番目のご質問の①番、池之原橋と国道との交差点のご質問でございますけれども、橋梁に関しましては、9月の議会でもお答えいたしました。交差点も含めまして、現時点で具体的になっている計画はございません。

2番目の、やまゆりセンターから水源林管理所までの拡幅ですけれども、この部分は県道になりますので、山梨県に対しまして拡幅の要望を行っております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 白井勝光君。

○6番（白井勝光君） 今、3点の通告書の質問に対して、丁寧な答弁をいただきありがとうございます。

答弁に対して、一日も早い実現に進むことを思い、私の質問を結びといたします。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告5番、6番、白井勝光君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午前11時45分)

---

○議長（出羽和平君） 再開いたします。

◇ 池谷銀重君

○議長（出羽和平君） 引き続き、通告6番、3番、池谷銀重君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

〔3番 池谷銀重君 登壇〕

○3番（池谷銀重君） それでは、質問をさせていただきます。

最終質問になり、前の議員さんの質問と重複する場合は、ご容赦ください。

今回は、知りたい、聞きたい、検証してほしいという多くの民意に応えるための質問はさせていただきます。質問事項1、2で分けてお願いします。

質問事項1、就任以来、副村長の手がけた政策課題は何か。

2018年3月の新聞の取材に対し、当時の総務課が、「副村長は人口減少などの政策課題に迅速に対応するために設置する」と載せています。また、同3月の定例会の答弁に、「国・県の動向をいち早く捉えるとともに、地域を超えた自治体との交流、連携強化のために副村長を置く」とあります。

副村長に質問します。

1、就任時、設置の理由は把握していたか。

2、就任2年半で、人口減少の歯止めのために手がけた政策課題は何か。また、その成果は。

3、上記2以外で、村長からの命を受けた地方自治法167条の1項、2項、3項に準ずる告示が必要な政策や企画はあるか。また、その成果は。

4、国・県の動向をいち早く捉えるために、副村長の手段は何か。よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 副村長、長田公明君。

○副村長（長田公明君） 今の質問ですけれども、4項目まとめて質問されておりますので、4項目一括して答弁をさせていただきます。

まず、1番目として、就任時、設置の理由は把握していたかということでございますけれども、就任時、把握をしていました。

2つ目の質問です。人口減少の歯止めに手がけた政策課題は何かということでございますけれども、人口減少の対策として、移住者の住宅確保を行うため、空き家バンク登録を都留市内不動産業者と連携を行い、移住者の受入れ体制を強化しました。その結果、空き家バンクを利用した移住者は5世帯ありました。

続きまして、3つ目の質問ですけれども、村長から命を受けた告示が必要な政策や企画はあるかということでございます。道志村事務専決規定、道志村土地利用調整会議設置要綱、道志村職員綱紀肅正委員会設置規定、道志村役場庁舎整備検討庁舎内委員会設置要綱、道志村役場庁舎建設推進庁舎内委員会設置要綱等の一部改正が告示されて、事務の一部を委任を受けています。事務専決規定に従い事務の効率化を図ることにより、スピード感を持った事務処理ができると思っています。また、各委員会の委員長、監事、委員につき、委員会の運営、取りまとめ、意見等を述べさせていただき、課題解決に努めております。

4つ目のご質問ですけれども、国・県の動向をいち早く捉えるための副村長の手段は何かということでございます。国・県の動向をいち早く捉える手段ですが、時事通信社の配信しているジャンプのサイトで、国や地方自治体の動きを見ています。このサイトは中央省庁や地方自治体の動向や内外の政治行政、社会ニュースをリアルタイムで提供しています。また、地震や台風などの災害、大事故に関する情報も速報でアップしていますので、いち早く捉えることができます。本村に関係する事案に関しては、担当課長や事務担当と協議し、その対応に当たっています。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） ありがとうございます。

こうして副村長いろいろやられているんですけれども、我々が知る由がなかなかないんですよね。それで、私はお願いという形で、ここから再質問をお願いします。

例えば協議会中の中で、またほかの時間でもよいのですが、時折、副村長の取組、考えなどを聞かせていただいて、議会と語り合う時間を設けていただくなんていうことは可能でしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 副村長、長田公明君。

○副村長（長田公明君） 事案にもよりますけれども、可能かと思えます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） はい、よろしくお願いします。話合いがいろいろできることを楽しみにしています。周りでは、副村長何しているなんて話が出てしまうので、副村長がやっていることも、分かりやすいことがあったら議会だよりに載せるとか、そういうことも結構必要じゃないかなと、そんなことも思います。

次の質問に入らせていただきます。

質問事項2、副村長の起用の成果は。

地方自治法の改正法では副村長は長の命を受け、政策及び企画をつかさどる旨の規定が追加されています。そこで、村長に質問いたします。

副村長という人材を、改正法の規定に準ずるどのような活用をしているか。

2、副村長就任によって、役場内のマネジメント機能はどのように強化されたか。お願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 答弁します。

1つ目の質問は、事務決済規定の一部を改正を行い、事務の効率化を図ることにより、スピーディーな事務処理につながっています。また、幾つかの委員会についても委任しており、現在進めている道志村役場庁舎建設推進庁内委員会では、基本構想などの取りまとめを行っていただいております。

2つ目の質問は、令和元年度より職員人事評価制度に取り組んでいます。人事評価を各課長が課別施策に基づき、組織目標管理シートを作成し、副村長と面談を行い、各課の取組や姿勢や会議の目標、管理についての確認を行っております。人事評価を行うことにより、以後の監督ができ、組織の目標設定や目標を達成する点の施策リスク管理などが強化されていると思います。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 議会必携には、この自治法の167条が載っていないので、ここでちょ

つと議員の皆さんもいますので、その趣旨たるを読ませていただきます。

副市町村長は長の委任を受け、長の意向と判断の範囲内において、内部的な補佐にとどまらず、より積極的に関係部局を指導・監督し、必要な政策判断を行うこと。村全体を視野に入れた高度な政治的判断や重要な企画の一部について、自らの担任事項として処理できるとあるので、このせっかくの副村長という人材を十二分に生かすには、村長の裁量と考え方次第だと思います。

私がなぜ人口減少のための歯止めはどう使ったかと言ったのは、村長の公約の中に、必ず人口を増やすことを約束いたしますとありました。しかし、まだまだ足りない部分がたくさんあると私なんかは思っています。それで、副村長をもう少ししっかりと使っていただく。これは失礼な話かもしれないけれども、我々も一緒に分かるような、そんな施策にしていたければと思います。

ここから再質問します。

村長と副村長がよく一緒に表敬訪問に行く。しかし、どちらかが1人残るべきだと私は思っているんですけども、そういうところの危機管理について、村長、どうお思いでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） それほどシビアに考えていなかったですけども、議員がおっしゃるように、これからはそういうことを踏まえて進めていきます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） ありがとうございます。

せっかくいい人材を入れていますので、2人で1つの仕事ではなくて、2人で2倍以上の仕事をしていただくことを期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告6番、3番、池谷銀重君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午後1時45分)

## 令和2年第6回道志村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和2年12月11日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 承認第 3号 専決処分の承認について（道志村職員給与条例の一部を改正する条例）
- 第 2 議案第53号 道志村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 第 3 議案第54号 道志村福祉交流センター設置及び管理条例
- 第 4 議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第56号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第57号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第58号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第59号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第60号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第5回）
- 第10 議案第61号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 第11 議案第62号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）
- 第12 議案第63号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第13 議案第64号 令和2年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第14 議案第65号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）
- 第15 議案第66号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 第16 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件
- 第17 閉会中の継続調査について

---

### 出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君

5番 佐藤喜章君

6番 白井勝光君

7番 杉本孝正君

8番 佐藤進君

9番 出羽和平君

10番 大田博文君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 長田富也君 副村長 長田公明君

教育長 佐藤文泰君 総務課長 諏訪本栄君

住民健康課長 佐藤太清君 産業振興課長 佐藤万寿人君

ふるさと振興課長 菅谷克士君 教育課長 山口かおり君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局主幹 諏訪本英樹君

---

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和2年第6回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後2時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりです。

---

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第1、承認第3号 専決処分の承認について（道志村職員給与条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

村当局より内容の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 承認第3号 専決処分の承認についてご説明いたします。

道志村職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、本年度の人事院勧告を受け、国では一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、国家公務員の給与改正が行われ、また県においては山梨県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告により、県職員の給与条例の改正が行われました。これらに基づき、道志村職員給与条例について所要の改正を行うものであります。

なお、12月10日支給の期末手当及び勤勉手当の基準日が12月1日のため、11月30日に専決処分したので、承認を求めるものです。

なお、附則で施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第2条が令和3年4月1日から施行すると定めております。

以上が道志村職員給与条例の一部を改正する条例の内容です。ご審議をよろしく願います。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

承認第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第2、議案第53号 道志村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第53号 道志村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてご説明いたします。

公職選挙法において、お金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、選挙費用を公費負担する制度を設けており、公職選挙法においては、各地方公共団体が条例に基づいて一定の公費負担が求められるよう規定されています。令和2年の公職選挙法の一部を改定する法律が施行されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に関して条例で定めるところにより、選挙運動費用を公費負担することができるようになったことから、本条例を制定するものです。

条例の内容は、目的を第1条で定め、選挙運動用自動車の使用の公費負担を第2条で6万4,500円と定め、第3条で契約締結の届出、第4条で公費負担額及び支払手続、第5条で契約の指定をそれぞれ定め、選挙運動用ビラの作成の公費負担を第6条で定め、第7条で契約

の締結の届出、第8条で公費負担額及び支払い手続それぞれ定め、選挙運動用ポスターの作成の公費負担を第9条で定め、第10条で契約締結の届出、第11条で広域負担額及び支払手続をそれぞれ定め、第12条委任でこの条例で定めるもののほか必要な事項は委員会が規則でこれを定めるとなっております。

なお、附則で施行期日を令和2年12月12日から施行すると定めております。この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙についてはなお従前の例によると定めております。

以上が、道志村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の内容になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第3、議案第54号 道志村福祉交流センター設置及び管理条例を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第54号 道志村福祉交流センター設置及び管理条例についてご説明いたします。

この条例につきましては、今年度旧山梨県民信用組合道志支店の敷地及び建物を改修整備を行い、施設の完成に伴い、村民の地域福祉の推進と向上を図り、新たな福祉活動の拠点として住民の交流促進と社会福祉の増進を図るため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき設置及び管理に必要なことを定めるために条例を制定するものです。

条例の内容は、設置を第1条に定め、名称及び位置を第2条に定め、施設の種類を第3条に定め、管理を第4条で村が管理すると定め、業務を第5条で地域福祉の推進と向上に関する事業、住民の交流促進事業、社会福祉の増進に関する事業、また村長が必要と認める事業を定め、使用時間及び休館日を第6条に定め、使用の許可を第7条に定め、使用の制限を第8条に定め、使用の禁止を第9条で定め、使用料を第10条で定め、損害賠償を第11条でそれぞれ定め、第12条でこの条例に定めるもののほか必要な事項は規則で定めとなっております。

なお、補足で施行期日を公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村福祉交流センター設置及び管理条例の内容になります。ご審議をよろしく願います。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり決定しました。

---

◎議案第55号及び議案第56号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第5、議案第56号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の2案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本村においては、議会議員の期末手当の改定が当面行われていないため、人事院、県人事委員会等の勧告、県内市町村の議会議員期末手当支給状況を踏まえ、県内市町村の議会議員との均衡を図るため条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第1条で条例第6条第2項中「100分の170」を「100分の180」に改め、第2条で条例第6条第2項中「100分の160」を「100分の182.5」に改め、「100分の180」を「100分の182.5」に改めるものです。

なお、附則第1条で施行期日を公布の日から施行すると定め、改正条例第2条の規定は令和3年4月1日から施行すると定めております。また、第2条で改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとすると定めております。

以上が、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

引き続き、議案第56号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本村においては特別職の期末手当の改定が当面行われていないため、人事院、県人事委員会等の勧告、県内市町村の特別職期末手当支給状況を踏まえ、県内市町村の特別職との均衡を図るため条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第1条で条例第5条第3項中「100分の197.5」を「100分の220」に改め、第2条で条例第5条第3項中、「場合にあつては195」を、「場合においては100分の222.5」

に、「100分の220」を「100分の222.5」に改めるものです。

なお、附則第1条で施行期日を公布の日から施行すると定め、改正条例第2条の規定は令和3年4月1日から施行すると定めております。また、第2条で改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとすると定めております。

以上が特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号及び議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号及び議案第56号は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第57号から議案第59号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第6、議案第57号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第58号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第59号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例、以上の3案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第57号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、延滞金を算出する際に用いる割合の弁償等が変更されたことに合わせ、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、地方税法の改正に伴い、附則第2条中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に」を「平均貸付割合」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう」にそれぞれ改め、「以下この条例において「特例基準割合適用年」という」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改める。

また、附則第2条にその1項を加える。延滞金の額の計算において加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とする。

なお、附則において、この条例は令和3年1月1日から施行すると定めております。

また、条例の施行に関し必要な経過措置を定めております。

以上が、道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第58号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、納税環境の整備のため市中金利の実勢を踏まえ、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたこと等に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、保険料の減額に係る基準について、世帯に給与所得者等が2人いる場合には、基準額に給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えること、また地方税法に規定する特例基準割合が延滞金特定基準割合に名称変更され、計算の前提となる割合として平均貸付割合が規定されたことから、この字句を引用している条文について同様の改正をするものです。

また、附則第3条に次の1項を加える。延滞金の額の計算において加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とする。

附則において、この条例は令和3年1月1日から施行すると定めております。

また、条例の施行に関し、必要な経過措置を定めております。

以上が、道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第59号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、納税環境の整備のため延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことに合わせ、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、地方税法の改正に伴い、附則第6条中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に」を「平均貸付割合」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう」にそれぞれ改め、「以下この条例において「特例基準割合適用年」という」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改める。

また、附則第6条に次の1項を加える。延滞金の額の計算において加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合とする。

なお、附則において、この条例は令和3年1月1日から施行すると定めております。

また、条例の施行に関し必要な経過措置を定めております。

以上が、道志村介護保険条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上、3案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、3案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号から議案第59号までの3案件を採決いたします。

お諮りいたします。

3案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第59号までの3案件は原案のとおり決定しました。

---

### ◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第9、議案第60号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第60号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第5回）について説明いたします。

令和2年度道志村一般会計補正予算につきましては、第1条歳入歳出で、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億4,602万3,000円を追加し、総額26億6,886万2,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款村税は村民税371万9,000円の減額、軽自動車税10万1,000円の増額、12款分担金及び負担金55万2,000円の減額、13款使用料及び手数料は屋内プール使用料、教育施設使用料の減額により71万5,000円の減額、14款国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、児童福祉費補助金の増額、民生費国庫負担金、社会福祉費補助金、教育費補助金の減額により1,245万2,000円の増額、15款県支出金は民生費県負担金、農林水産業費県補助金、総務費委託金の減額、民生費県補助金、災害復旧費県補助金の増額により3,432万9,000円の増額、17款寄附金は、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金、子育て支援寄附金の増額により1,801万円の増額、18款繰入金は道志村財政調整基金、道志村観光施設等事業基金、道志森づくり基金、道志村役場庁舎建設基金の増額、道志村公共施設整備費等事業基金、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援基金の減額により958万3,000円の減額、21款村債は過疎対策事業債670万円、公共施設等適正管理推進事業債8,140万円、緊急自然災害防止対策事業債540万円、農地農林漁業施設債220万円の増額により9,570万円の増額です。

歳出につきましては、1款議会費において、共済費、職員人件費等の92万4,000円の減額、2款総務費において職員人件費、役場庁舎建設に伴う委託料、工事請負費、公共交通対策費、青少年総合対策費、情報施設管理費、戸籍住民基本台帳費、統計調査費の減額、ふるさとづ

くり事業費、徴税費の増額による6,118万6,000円の増額です。

3款民生費において、職員人件費、結婚相談事業費、介護給付費、障害児通所給付事業費等の減額、保育所費、職員人件費等の増額により801万4,000円の減額です。

4款衛生費において、職員人件費、母子衛生事業費、健康管理事業費、老人保健事業費の減額、国民健康保険診療所特別会計繰出金の増額による293万3,000円の増額です。

6款農林水産業費において、職員人件費の減額、農泊地域魅力磨き上げ事業、養豚等施設防疫強化事業、県営事業負担金、小規模治山事業、林道施設修繕費の増による1,295万2,000円の増額。

7款商工費において職員人件費、水源の郷道志清流花火大会開催補助金、道の駅どうし農産物等出荷準備金事業、環境キャラバン事業費の減額、道志の湯ろ過機修繕費、道の駅どうし売場改修工事費の増額による2,637万7,000円の増額。

8款土木費において職員人件費、若者定住事業、浄化槽事業特別会計繰出金の増額、簡易水道事業特別会計繰出金の減額による68万2,000円の増額、9款消防費において防災行政無線施設修繕費の28万6,000円の増額、10款教育費において、職員人件費の増額、新型コロナウイルス感染症に伴い各種研修事業、イベント等の中止による減額、公民館修繕費の増額により575万5,000円の減額。

11款災害復旧費において、林道野原線災害復旧事業により3,830万円の増額。

13款諸支出金において、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金増額により、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附に積み立てるため1,800万円の増額が主な内容です。

第2条地方債は過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債、災害復旧事業債の増額により9,570万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可します。

〔「はい議長」という声あり〕

1番、佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 反対討論として行います。

議案第60号 一般会計補正予算の7款1項2目にある工事請負費2,804万8,000円には、事業実施による効果が見込まれないと思われます。改善計画書の提出もなく、予算の根拠もあいまいであり、費用対効果も期待できませんので、削除されることを要望し、反対意見とします。

以上です。

○議長（出羽和平君） ほかに原案に反対者の発言はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（出羽和平君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「はい議長」という声あり〕

5番、佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 議案第60号 一般会計補正予算のうち道の駅どうし改修工事について賛成の討論を行います。

開業以来21年がたち、観光客また村民のニーズも時代とともに大きく変わっています。そんな中で長い間3億円を超える売上げを維持することは現場では大変な努力を重ねたことと思います。今議会に改修工事の議案が提出されています。当局の説明を受けた中、何年も前から現場からの改修の要望が出されており、都度、予算の問題等で実現には至りませんでした。幸いにもコロナ感染防止対策の予算が使えるということで、村独自の予算は少なく改修ができることとなり、最高のタイミングだと思います。

しかし、大変大きな金額が必要となり、また改修したが、成果が不十分だということにならないように、村民のニーズまた観光客のニーズを十分に調査検討の上、売上げも上がり、村民、観光客の方々からの評判も上々となるように、しっかりとした計画の下に事業を進めていただきたい。

当局の説明に少し準備不足の感がありました。当然ですが、現場の意見を尊重し、現場の人たちとのコミュニケーションを取り、それぞれが納得し、気持ちよく働ける職場となるよう期待し、賛成の討論といたします。

○議長（出羽和平君） ほかに原案に賛成者の発言はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（出羽和平君） 賛成者の発言はないので、これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（出羽和平君） 起立多数です。

よって、議案第60号は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第61号から議案第66号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第10、議案第61号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）、日程第11、議案第62号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）、日程第12、議案第63号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）、日程第13、議案第64号 令和2年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）、日程第14、議案第65号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）、日程第15、議案第66号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）、以上の6案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第61号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億690万9,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、6款1項県負担金補助金9万円の減額、10款2項雑入5万2,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1款1項総務管理費1万円の増額、5款1項特定健診診査等事業費15万2,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

続きまして、議案第62号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,899万4,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款1項医科外来収入670万円の増額、3款1項繰入金565万6,000円の増額、5款1項医科雑入100万円の増額、5款2項歯科雑入100万円を増額するものです。

歳出につきましては、1款1項医科施設管理費69万3,000円の増額、2款1項医科事業費140万円の減額、3款1項医科施設整備費55万9,000円の増額、3款2項歯科施設整備費109万7,000円を増額するものであります。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第63号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,853万4,000円とするものです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、5款繰入金の一般会計繰入金を159万5,000円減額するものです。

歳出につきましては、各工事の内容変更などにより、1款簡易水道事業費の工事請負費を159万5,000円減額するものです。

詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第64号 令和2年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ704万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,613万1,000円とするものであります。

主な補正予算内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、3款1項国庫負担金277万3,000円の増額、4款1項支払基金交付金

164万7,000円の増額、5款1項県負担金248万2,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款1項総務管理費99万円の増額、2款1項介護サービス等諸費の500万円を増額するものです。

なお、詳細につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議をよろしくお願いたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第65号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ255万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,662万7,000円とするものです。

主な補正予算内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金の加入負担金を74万8,000円減額、5款繰入金の一般会計繰入金を89万5,000円増額、8款村債の下水道債を270万円減額をするものです。

歳出につきましては、1款浄化槽事業費の1項営業費、浄化槽清掃手数料を112万8,000円増額、浄化槽設置工事の内容が固まったため、2項建設費の施設整備費委託料を33万8,000円減額、工事請負費を330万3,000円減額するものです。

また、地方債の補正は第2表 地方債補正のとおりです。

なお、詳細につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第66号 令和2年度道志村後期高齢者医療険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,210万1,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款1項後期高齢者医療保険料18万9,000円の減額、4款2項国庫補助金26万4,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、3款1項保険事業費22万5,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の6案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、6案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号から議案第66号までの6案件を採決いたします。

お諮りいたします。

6案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第66号までの6案件は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎諮問第2号の上程、説明、意見、採決

○議長（出羽和平君） 日程第16、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件についてご説明いたします。

人権擁護委員は市長村長が推薦し、市町村議会の意見を求め、法務大臣が委嘱するものであり、任期は3年間となっております。

人権擁護委員には、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済などの各種の人権擁護活動に積極的に従事され、社会貢献の精神に基づいて、決意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動が求められています。国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視

し、これが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な措置を取るとともに、常に自由人権思想の普及公用に努めることをその使命とされています。

道志村の人権擁護委員の定数は、法務大臣により3名と定められており、そのうちの1名が令和3年3月31日をもって任期満了となります。このため、諸手続きを行い、令和2年度12月25日までに、管内の大月法務局を経て法務大臣に推薦書を提出することとなっております。

つきましては、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村1696番地、氏名、佐藤正文、生年月日、昭和29年9月6日、以上の者を推薦したいので意見を求めます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について意見を求めます。

意見はありませんか。

〔「意見なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 意見なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおり推薦を適当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、本案件は原案のとおり推薦を適当と認めることに決定しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第17、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件はお手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から閉会中の所管事務の継続調査並びに委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長、各常任委員長申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了しました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から挨拶の申出がありましたので、お願いします。  
〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。  
〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和2年第6回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

8日の開会以来、本日の閉会までの会議中にご提出いたしました議案につきまして議員各位の慎重なるご審議を賜り、承認、議決をいただき、誠にありがとうございました。

議決いただきました条例、各会計の補正予算などにつきまして、迅速、かつ適正な事務執行を行い、村民生活に支障を来さぬよう努めてまいります。

さて、村の令和3年度当初予算編成は年末から本格的な作業に入りますが、国の経済対策を含む第3次補正予算や令和3年度当初予算の状況を十分に見極めながら予算編成を進めてまいります。いずれにしても、厳しい財政状況の中で予算編成となりますので、行財政改革を進めながら、必要不可欠な事務、事業には積極的に予算計上し、各種の施策を着実に実施していきたいと思っております。

今期定例会において議員各位から賜りました多くの貴重なご意見、ご提言につきまして今後の行政運営に生かしていく所存でございます。今後ともご指導とご協力をお願いいたします。

今年も余すところ僅かとなりましたが、これから年末に向けて何かと立て込んでくると存じますが、議員各位には寒さ厳しき折、ご自愛され、ご健勝にて新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、12月議会定例会の閉会の挨拶といたします。

今期定例会、誠にありがとうございました。

---

### ◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和2年第6回道志村議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

（午後2時57分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---